

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人平野政吉美術財団（以下「本財団」という）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、本財団の役員及び評議員の報酬に関し、法令またはこの法人の定款について定めるものの他、必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものである。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤役員の業務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、(別表)常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給することができる。
- 3 役員等には、役員賞与、退職手当を支給しない。
- 4 常勤役員及び監事を除く役員等に対して、本財団の主催する教育普及事業等の講師を務めたときは、1回2時間につき1万円の講師謝金を支払うことができる。
- 5 常勤役員及び監事を除く役員等に対して、本財団の発行する図録又は紀要等に執筆したときは、原稿400字詰用紙1枚につき400円の執筆謝金を支払うことができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本財団の常勤役員の定例報酬月額は、(別表)常勤役員俸給表のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という）に準ずる。

(費用)

第6条 本財団は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、別に定める役員等費用弁償規程に基づき支給する。

(公表)

第7条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

(別表)

号俸	月額
1	80,000
2	100,000
3	120,000
4	140,000
5	160,000
6	180,000

号俸	月額
7	200,000
8	220,000
9	240,000
10	260,000
11	280,000
12	300,000